

せいねんこうけんせいど 成年後見制度とは・・・？



一人でものごとを決めて手続きや契約をしたり、一人でお金を管理したりすることが難しい方（ここではご本人といいます）に、**成年後見人等**が就き、ご本人の代理人として契約やお金の管理を行うことで、ご本人が安心して生活できるようにサポートする制度のことで



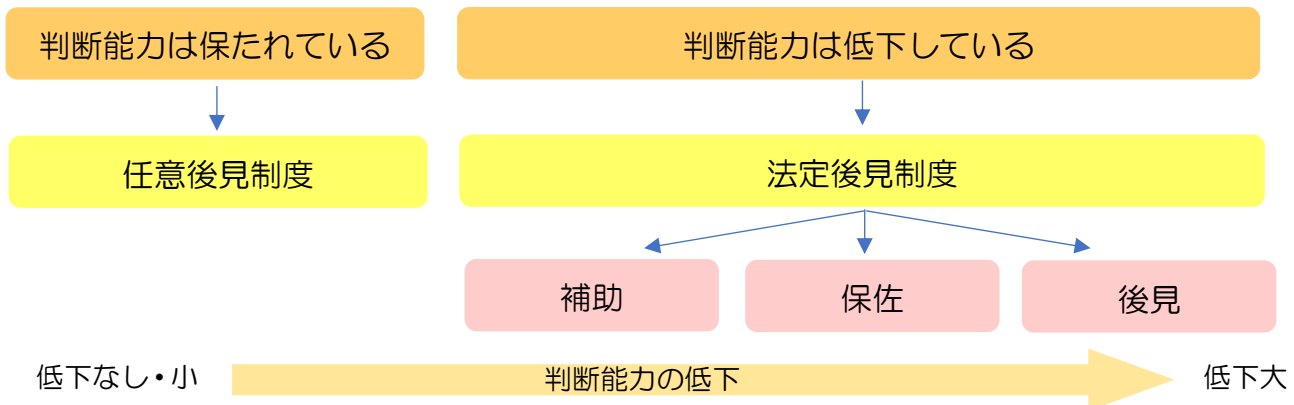
成年後見人等は何をしてくれるの？

- 手続きや契約をわかりやすく説明し、ご本人が意思決定できるようサポートします。
- ご本人の代わりに手続きや契約をします。
- ご本人の代わりにお金を管理し、詐欺などからお金を守り、必要な支払いをします。
- これらを通してご本人が安心して生活できるようにします。



成年後見制度に種類があるの？

- まだお元気なうちに、将来認知症などにより、判断能力（物事を判断し、決める力）が低下した場合に備え、あらかじめ将来の支援者（任意後見人）となる人をご本人が決めておく制度を任意後見制度といいます。
- すでに判断能力が低下し成年後見人等が必要な方が利用する制度を法定後見制度といいます。法定後見制度ではご本人の判断能力の程度によって、3つの類型（後見・保佐・補助）に分かれます。



成年後見人等には誰がなるの？

- 任意後見制度ではあらかじめ契約により決めた人が任意後見人となります。
- 法定後見制度では家庭裁判所が選んだ人が成年後見人等になります。成年後見人等をお願いしたい人がいる場合には、成年後見制度の手続きの際に後見人等候補者とすることができます。ただし、家庭裁判所が後見人等候補者を成年後見人等に必ず選ぶとは限らず、家庭裁判所がご本人にとって一番適していると思われる人を選びます。家庭裁判所が後見人等候補者以外を成年後見人等として選ぶ際は弁護士、司法書士、社会福祉士、福祉団体等の法人等（専門職後見人といいます）が選ばれます。

家庭裁判所



成年後見制度を使うメリットは？

- ご本人の希望や状況に応じて手続きや契約を成年後見人等が行うことで、ご本人は円滑な日常生活を送ることができます。
- ご本人のお金を成年後見人等が管理することで、詐欺などからお金を守ることができ、福祉サービス等の利用料が未払いとなってしまうことを防ぎます。
- 家庭裁判所が不正のないように成年後見人等を監督してくれます。

成年後見制度を使うデメリットは？

- ご親族以外が成年後見人等になる場合、や監督人が選任される場合には報酬の費用がかかります。その金額は一律ではなく、ご本人の預貯金額によって家庭裁判所が決定します。法定後見制度の後見人等の報酬は、一番低い額で月2万円程度かかります。(東京の場合)
- 成年後見人は「ご本人の貯金はご本人のもの」という考え方をします。ご家族であっても、ご本人の預貯金を自由に使うことはできません。
- 成年後見人にもできないことがあります。例えば医療や手術の同意について、成年後見人等は行うことができません。
- 成年後見制度は一度利用を開始すると、判断能力が回復しない限り、継続することとなります。自由にやめることはできません。

成年後見制度を利用するには？

- 任意後見制度を利用するには、任意後見人となる方と公正証書によって契約をします。手続きについては最寄りの公証役場へご相談ください。
- 法定後見制度を利用するには、原則、ご本人かご親族（四親等以内）が裁判所に申立（利用開始の手続き）を行います。
- 申立をするには、住民票や戸籍のほかご本人の状況について記入する用紙など必要書類を集めて、家庭裁判所に提出します。必要書類の書式は家庭裁判所のホームページに載っているほか、武蔵野市福祉公社でもお渡ししています。

- 銀行より「成年後見人をつけるように」と言われてしまった。
- 成年後見制度を使うことが最良なのかわからない。
- 親族の認知症が進行し、自分一人でお金の管理ができなくなっているようだ。
- 成年後見制度の申立をすることになったが、手続きの方法がわからない。
- 親族の後見人となったが、書類の書き方がわからない。

そんなときのご相談は・・・



武蔵野市福祉公社



成年後見利用支援センターへ

☎0422-27-1238